

告 示 第 2 6 0 号

令和 8 年 2 月 2 5 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

令和 8 年度鹿児島市立学校給食室グリストラップ廃油等処分業務委託契約に係る制限付き一般競争入札参加者の資格について（公告）

令和 8 年度鹿児島市立学校給食室グリストラップ廃油等処分業務委託契約に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

なお、当該契約に係る制限付き一般競争入札に参加する資格を得ようとする者は、下記のとおり申請書を受け付けますので、受付期間内に持参し提出してください。

記

1 入札に付する委託業務名等

(1) 業務名

令和 8 年度鹿児島市立学校給食室グリストラップ廃油等処分業務委託

(2) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(3) 業務概要

鹿児島市立学校給食室のグリストラップから排出される産業廃棄物である廃油及び汚泥の処分業務（各給食室のグリストラップの清掃並びに廃油及び汚泥の収集及び運搬業務は、別途委託契約を締結する。）

2 資格要件

(1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本公告の日（以下「公告日」という。）以降に、本市から指名停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 納期の到来している市税を完納していること。
- (8) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (9) 産業廃棄物である廃油及び汚泥の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を鹿児島市長から受けていること。
- (10) 産業廃棄物である廃油及び汚泥を扱える廃棄物処理施設を鹿児島市内に有していること。

3 申請書等の交付及び受付期間等

(1) 交付及び受付期間

令和8年2月25日（水）から同年3月11日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付場所、提出場所及び問合せ先

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市教育委員会事務局教育部保健体育課（鹿児島市教育総合センター1階）

電話 099-227-1989

- #### (4) この業務委託契約に係る仕様書及び制限付き一般競争入札参加資格審査申請書等の情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。

4 提出書類

- (1) 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり。以下「申請書」という。）
- (2) 会社経歴書（営業の沿革）
- (3) 労働保険料及び社会保険料の加入証明書（納入済通知書の写しでも可）
- (4) 商業登記簿謄本（写しでも可）

- (5) 本市が発行する市税の滞納がないことの証明書（2(7)の要件を満たしていることを確認できるもの。）
- (6) 印鑑証明書（原本）
- (7) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- (8) 使用印鑑届（様式あり。実印と使用印が同じ場合は不要）
- (9) 公告日前における直近の営業年度の財務諸表
- (10) 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式あり）

5 提出部数

各1部

6 注意事項

- (1) 提出書類は、令和8年2月25日現在で作成すること。
- (2) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (3) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、4(2)、(4)及び(6)の書類の提出を省略することができる。
- (4) 提出書類は、4に掲げる順に並べて提出すること。
- (5) 証明書類は、4(6)の印鑑証明書（原本）を除き、複写機による写しでも差し支えない。
なお、証明年月日は、申請書提出日前3か月以内のもの（4(7)の書類を除く。）で、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを提出すること。
- (6) 提出書類は、期限経過後は受理しない。
- (7) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年3月17日（火）までに文書により通知する。
- (8) 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (9) 提出された書類は、返却しない。

7 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月3日（金）午前10時30分から

(2) 場所

鹿児島市山下町6番1号

鹿児島市女性会館第1・第2研修室（鹿児島市教育総合センター2階）

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除する。

9 最低制限価格

設定しない。

10 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 入札書に記載する金額は、処分する廃油等の1m³当たりの単価を記載すること。

(3) 落札方法に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、3回までとする。

11 開札

即時開札

12 入札の無効等について

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持たない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 入札金額を加除訂正した入札書による入札

オ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

カ 複数の入札書（他の入札参加者の代理人として行う入札を含む。）による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は、当該契約に係るその後の再度の入札に参加することはできない。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(6) 今回の入札は、令和8年度予算が令和8年3月31日までに市議会で可決されなかった場合は無効となる。

1.3 落札者の決定方法

予定価格の範囲のうち、最低価格で入札をした者を落札者とする。

1.4 契約締結後の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1.5 その他

書類の提出以降、入札に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、入札に参加できない。また、落札決定後、契約に至るまでの間に、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わない。